

会則改定について

(会費)

第 14 条 本会の会費は、終身 2 万円とし、入会時に納入する。



改正案

(会費)

第 14 条 本会の会費は、2 万円とし、入会時に納入する。

- 2 入会后 15 年経過した時点で、10 年分更新会費 7 千円を一括納入する。
- 3 上記 2 項の更新後は、10 年ごとの更新とし、更新会費は 7 千円とする。
- 4 更新は会員の任意とする。

付則追加

- 5 第 14 条 2 項の更新で、平成 11 年度以前に入会した会員は、一律平成 11 年度入会と見なし、平成 26 年度を更新年度とする。この更新は、平成 25 年度に募ることとする。
- 6 この会則は平成 24 年 6 月 16 日に改正する。(第 14 条)